



並行在来線における安全運行体制の構築に関する基本合意

北海道（以下「甲」という。）と北海道旅客鉄道株式会社（以下「乙」という。）は、北海道新幹線開業に伴い乙から経営分離される江差線五稜郭・木古内間を運営する第三セクター鉄道株式会社（以下「三セク鉄道会社」という。）の安全運行体制の構築に係る基本事項について、次のとおり合意する。

（安全運行体制の構築）

- 1 乙は、国土交通大臣から発出された平成26年1月24日付け「輸送の安全に関する事業改善命令及び事業の適切かつ健全な運営に関する監督命令」に基づき、経営分離までに、鉄道施設の管理及び社員の安全教育など輸送の安全に係る必要な措置を実施する。

また、乙は、保線業務改善検討委員会が出した提言について、可能な限り実施する。

（譲渡資産の保全）

- 2 乙から三セク鉄道会社へ譲渡予定の鉄道施設について、乙は経営分離までの期間、必要な検査と修繕を確実に実施するとともに、補修履歴、検査結果及び修繕計画を甲及び三セク鉄道会社に示すものとする。

また、平成24年4月及び9月に江差線釜谷・泉沢間で発生し運輸安全委員会において調査中の日本貨物鉄道株式会社江差線列車脱線事故について、今後示される調査結果に基づき、乙の責任において経営分離までに鉄道施設に対する必要な対策等を実施する。

（その他）

- 3 前2項に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、その都度、甲、乙及び三セク鉄道会社間で協議する。

平成26年4月30日

甲 北海道知事

高橋 はるみ

印

乙 北海道旅客鉄道株式会社

代表取締役社長

島田

修

印